

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人 T a n s a

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

証拠説明書（3）

2025年12月22日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 喜田村 洋 一

同 二 関 辰 郎

同 高 橋 涼 子

同 小 野 高 広

同 西 村 友 希

甲号証	標目(原本・写の別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	
甲 3 3	行政文書開示決定通知書	原本	2024(令和6)年12月3日	内閣官房 内閣総務官	原告が内閣官房に対して「2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣官房内への報告にかかる記録一切」を対象文書とする開示請求をしたところ、葬儀形式文書(甲35)が、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」(甲9)とともに開示されたこと
甲 3 4	行政文書開示決定通知書	原本	2024(令和6)年12月4日	内閣府大臣官房長	原告が内閣府に対して「2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣府内への報告にかかる記録一切」を対象文書とする開示請求をしたところ、葬儀形式文書(甲35)が、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」(甲9)とともに開示されたこと
甲 3 5	「安倍元総理大臣の葬儀の形式について」	写し	2022(令和4)年7月14日	内閣官房 及び内閣府	葬儀形式文書の「1 過去の例」には、総理大臣経験者の葬儀に関する記載があり、「2 国葬儀を政府が決定すること」には、「① 国の儀式を内閣が行うことについては、行政権の作用に含まれること」(下線は原文)などの記載があり、内容的に国葬儀を閣議決定で行うことに関するものであること 「2」の見出しには、「(内閣法制局も了承)」と明記されていること等

甲号証	標目(原本・写の別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	
甲36	行政文書開示等 決定通知書	原本	2025(令和 7)年4月 18日	内閣総務 官	原告が内閣官房に対して 「⑤令和4年7月22日の 閣議決定『故安倍晋三の葬 儀の執行について』の決定 過程において作成・使用さ れた文書及び電磁的記録等 一切」を対象文書とする開 示請求をしたところ、甲37 の決裁文書が開示されたこ と
甲37	「決裁・供覧」 と題する書面	写し	2022(令和 4)年7月 21日 ※決裁日	内閣官房 総務官室 総務担当 岩崎良浩 ※起案者	2022年7月21日に内閣官 房が行った「故安倍晋三の 葬儀の執行について」の決 裁・供覧の内容及び決裁に 関与した職員の数・職位
甲38	行政文書開示等 決定通知書	原本	2025(令和 7)4月25 日	内閣府大 臣官房長	原告が内閣府に対して 「①故安倍晋三国葬儀閣議 決定等決裁等(作成・取得 年度等:2022年度、府省庁 名:内閣府、大分類:管 理、中分類:政府主催式典 関係)」を対象文書とする 開示請求をしたところ、甲 39の決裁資料が開示された こと
甲39	「決裁・供覧」 と題する書面	写し	2022(令和 4)年7月 21日 ※決裁日	内閣府大 臣官房総 務課 大島恵子 ※起案者	2022年7月21日に内閣府 が行った「故安倍晋三の葬 儀の執行について」の決 裁・供覧の内容及び決裁に 関与した職員の数・職位
甲40	大阪地方裁判所 2025年6月 5日判決 令和3年(行 ウ)第15号不 開示決定処分取 消請求事件、令 和5年(行ウ) 第22号損害賠 償請求事件	写し	2025(令和 7)年6月5 日	大阪地方 裁判所 第7民事 部	左記判決の存在及び内容

甲号証	標目(原本・写の別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲41	「故安倍晋三国葬義について」 (内閣府ホームページ)	写し 2025年12月22日 ※ホームページ閲覧日	内閣府	葬儀形式文書は、内閣府ホームページの「故安倍晋三国葬義について」の中の「故安倍晋三葬儀に関する経緯①」において、「7月14日(木)閣議決定により国葬儀を行う考え方につき、内閣法制局に確認の上、内閣官房・内閣府において整理」と記載されている箇所、【別紙3】として公開されていること等

以上